

Orchestra Largo 団体規則

第1章 目的及び活動

第1条(名称)当団はOrchestra Largoと称する。

第2条(本拠地)本拠地は団長の住所におく。

第3条(目的)当団は団員同士の交流及び演奏技術向上と管弦楽の演奏会開催を目的とする。

第4条(活動)当団は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1.合奏練習及び分奏練習
- 2.概ね毎年1回の管弦楽による演奏会の開催
- 3.アンサンブルによる演奏会の開催
- 4.その他当団の目的達成のために必要と認められる活動

第2章 団員

第5条1.(団員)入団の意思表示がある者は入団届(電磁的方法を含む)を提出して、団長の承諾があった場合は、団員となる。団員は18歳以上の者とする。

2.(団友)演奏会費を支払わないが演奏会に参加することを団長に認められている者は、団友として演奏会に参加できる。

第6条(団員の権利及び義務)前条に掲げる団員は、本団則に定めのある団員に関する一切の権利義務を有する。

第7条1.(退団)団員は団長の許可を得て休団もしくは退団することができる。休団期間は1年以内とする。但し正当事由の存続する限りにおいてこの期間を延長することができる。

2.(代替人員)退団又は休団する者は、原則として代替りの演奏者(団員又は団友)を用意するよう努めるものとする。

第8条1.(処罰)団員は次の各号に該当する場合処罰されることがある。

- 一 当団の名誉を傷つけたとき
- 二 正当な理由なく活動を怠ったとき
- 三 演奏会費その他納入義務のある金銭の納入を怠ったとき。
- 四 故意又は重大な過失により当団の財政上の損害を及ぼしたとき
- 五 正当な理由なく役員への指示に従わなかったとき

2.(処罰の内容)処罰の内容は懲戒・1ヵ月以上1年以下の活動停止及び除名の三種とする。

3.(処罰の手続)処罰は執行部の決議により行う。除名の処分を受けた者は処分後1年を経過した場合には執行部の承認により再入団することができる。

第3章 資産・会計

第9条1.(演奏会費)団員はその活動のため、第4条に定める活動を行う上で必要な経費について、適切に案分された額を負担するものとする。

2.(演奏会費の支払い)団員は原則として演奏会開催の1ヶ月前までに演奏会費を支払うものとする。ただし、役員により別の期限が設けられた場合はその限りではない。

3.(休退団時の演奏会費の取扱い)休退団決定時に前項の支払期限をすぎている場合、団員は演奏会費の支払い義務を免れない。また、休退団決定時に既納の演奏会費は団員に返還しない。

4.(不可抗力)地震、台風、津波、暴風雨、洪水、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、暴動、著しい団員不足等やむを得ない理由で第4条に定める活動の停止又は演奏会の開催中止が決定した場合、団員は当該決定までの活動に要した経費について、適切に案分された額を負担するものとする。

第10条(会計報告)団長は各演奏会終了後、会計報告をしなければならない。会計報告に異議のある団員は、第15条の手続きにより臨時総会の開催を請求することができる。

第4章 役員

第11条1.(役員)当団は以下の役員を置くものとし、必要に応じて補佐を付することができる。役員の兼任は可能とする。

- ・団長 1名
- ・副団長 1名
- ・インスペクター 1名
- ・コンサートマスター 1名
- ・団員指揮者 1名
- ・ライブラリアン 1名
- ・会計 1名
- ・広報 1名
- ・施設マネージャー 2名

2.(役員の役職内容)役員の役職内容は以下の通りとする。

- ・団長 当団を代表し、当団の運営を統括する。
- ・副団長 団長の補佐を行う。団長が任務を遂行できない場合はこれを代行する。
- ・インスペクター 演奏会実施に向けた計画の策定及び時間の管理を行う。
- ・コンサートマスター 統一の取れた合奏をするため、演奏の中心となる。
- ・団員指揮者 統一の取れた合奏をするため、指揮者を補佐する。
- ・ライブラリアン 楽譜、演奏記録の管理、それに関する事務を行う。
- ・会計 予算及び決算の原案を作成し、現金の出納管理とその報告を行う。
- ・広報 演奏会の集客を目的とした当団の情報発信、それに関する事務を行う。
- ・施設マネージャー 本番会場及び練習会場の確保、それに関する事務を行う。

第12条(執行部)団長、副団長、インスペクターをもって執行部を構成する。執行部は、当団の運営管理、全般にわたる業務を責任をもって行う。

第13条(役員の罷免)役員は以下の各号のいずれかに該当する場合において、総会の議決をもってその職を罷免させることがある。

- 一 正当な理由なくその任務を遂行しない場合
- 二 著しく当団の目的を逸脱した行為をなした場合
- 三 他に定める団員の処分に該当する場合

第5章 総会

第14条(総会)当団の意思決定の最高機関は総会とする。総会は団長が必要と認めた場合に召集する。

第15条(召集請求)5名以上の団員による請求を受けた場合、団長は総会を召集しなければならない。

第16条(総会の議決方法)総会は団員の2分の1以上の出席(出席には、書面または電磁的方法による委任状の提出を含む)で成立し、出席者の過半数でこれを決する。

第17条(告示)総会を召集するとき、団長は会日の一週間前までにその旨を通知しなければならない。但し緊急の場合はこの限りではない。

第18条(総会議長の選出方法)総会議長は総会毎に総会出席者の過半数の承認をもって選出する。

第19条(議事録)総会の議決に関して議事録を作成することを要する。

第6章 改正

第20条(改正)この団則は、執行部の議決を持って、これを改正することができる。改正後の団則は団員に周知するものとし、異議のある団員は、第15条の手続きにより臨時総会の開催を請求することができる。

以上

2023年3月9日制定